

令和4年3月23日 14時00分

資料配布 大和川河川事務所・奈良県

大和川流域水害対策計画(素案)を公表し、ご意見を伺います

～ 意見募集期間:3月25日～4月25日、住民意見交換会:4月9、10日 ～

令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和3年12月24日に、大和川水系大和川等が同法の改正後、全国初となる特定都市河川の指定を受けました。

大和川等の特定都市河川の指定を受け、大和川水系における河道掘削・遊水地・下水道等のハード整備の加速化に加え、公共・民間による雨水貯留浸透施設整備の促進、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策等を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めております。

流域水害対策計画の策定にあたって、大和川流域水害対策計画(素案)を公表し、住民の皆さまから幅広くご意見を伺うとともに、学識経験を有する者へご意見をお伺いする予定です。

【パブリックコメント】

意見募集期間：令和4年3月25日(金)～令和4年4月25日(月)

大和川河川事務所、奈良県の流域内各事務所、流域内市役所及び町村役場で閲覧できるようにし、意見箱を設置します。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/plan/public/index.html>

大和川流域水害対策計画(素案)及び概要版は、3月25日(金)より大和川河川事務所HPにて公表いたします。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/plan/index>

【住民意見交換会】

大和川特定都市河川流域における各市町村の河川や防災に関わりのある住民と現地視察及び意見交換を行います。

開催日：令和4年4月9日(土) 9:00～12:00 (平城圏域、生駒いかるが圏域)

令和4年4月9日(土) 14:00～17:00 (布留飛鳥圏域)

令和4年4月10日(日) 14:00～17:00 (曾我葛城圏域)

※ 取材・傍聴を希望される方は、問合せ先まで連絡をお願いします。

【学識経験を有する者への意見聴取】

大和川流域水害対策計画(素案)に対し、河川及び下水道等に関し学識経験を有する方へご意見を伺う予定です。(4月予定)

<取扱い>

<配布場所>近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
奈良県政・経済記者クラブ、奈良市政記者クラブ

<問合せ先>

大和川河川事務所 電話 072-971-1381

担当：副所長 ^{はやし}林 ^{まさゆき}政行 調査課長 ^{なかじ}中路 ^{たかお}貴夫

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課 電話 0742-27-7507

担当：課長補佐 ^{こうが}甲賀 ^{やすひさ}康久

1. 経緯

- 大和川流域では昭和 57 年に、北部河川(佐保川、竜田川、東生駒川、富雄川、岩井川、秋篠川、地蔵院川)が建設省河川局長(当時)通知(建設省河計発第 37 号)に基づく「総合治水対策特定河川」の指定を受け、治水施設の積極的な進捗と流域の持つ保水・遊水機能の適性な維持の実施を図るため、奈良県内の市町村と奈良県、建設局(当時)により、昭和 58 年 2 月に「大和川流域総合治水対策協議会」を設置しました。その後、昭和 60 年 7 月に「大和川流域整備計画」を策定し、同計画に基づき、新たな流域の開発に伴う流出を抑制するとともに、奈良県では、『大和川流域における総合治水の推進に関する条例』の制定や『奈良県平成緊急内水対策事業』の着手など、治水対策や流域対策を推進してきました。
- 大和川流域では、「流域治水」の実効性を高め、強力で推進するための法的枠組みである「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の全面施行に伴い、令和 3 年 12 月 24 日、同法律の施行後、全国初となる特定都市河川の指定を受けました。
- 同法に基づき、大和川流域水害対策計画を策定し、水害に強いまち(流域)づくりを目指し、関係者が一体となって流域治水を本格的に実践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図ります。

【参考】

- 昭和57年 6月 総合治水対策特定河川指定(大和川北部河川)
- 2月 大和川流域総合治水対策協議会設立
- 昭和60年 7月 大和川流域整備計画策定
- 平成30年 4月 大和川流域における総合治水の推進に関する条例を施行
- 5月 奈良県平成緊急内水対策事業に着手
- 令和 3年11月 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行
- 令和 3年12月 大和川水系大和川等を特定都市河川に指定
- 令和 4年 1月 大和川流域水害対策協議会設立、第1回大和川流域水害対策協議会の開催
- 令和 4年 3月 第2回大和川流域水害対策協議会の開催(書面開催)

2. 住民意見交換会

大和川河川事務所、奈良県及び大和川特定都市河川流域の市町村では「大和川流域水害対策計画(素案)」を作成し、特定都市河川浸水被害対策法第4条の第6項に基づき大和川特定都市河川流域に在住する各市町村の河川や防災に関わりのある住民にご参加していただき、意見交換を行います。

1) 意見募集の対象

大和川流域水害対策計画(素案)

2) 参加者

大和川特定都市河川流域における各市町村の河川や防災に関わりのある住民

3) 開催方法

意見交換会の前に下記4箇所の現地視察を行い、大和川流域で取り組んでいる事業について理解を深めた後、大和川流域水害対策計画(素案)に対する意見交換を行います。

なお、取材・傍聴を希望される方は、現地視察は各自移動をお願いします。現地視察の詳細な場所や行程、駐車場等は問合せ先へご連絡いただいた際にお伝えします。

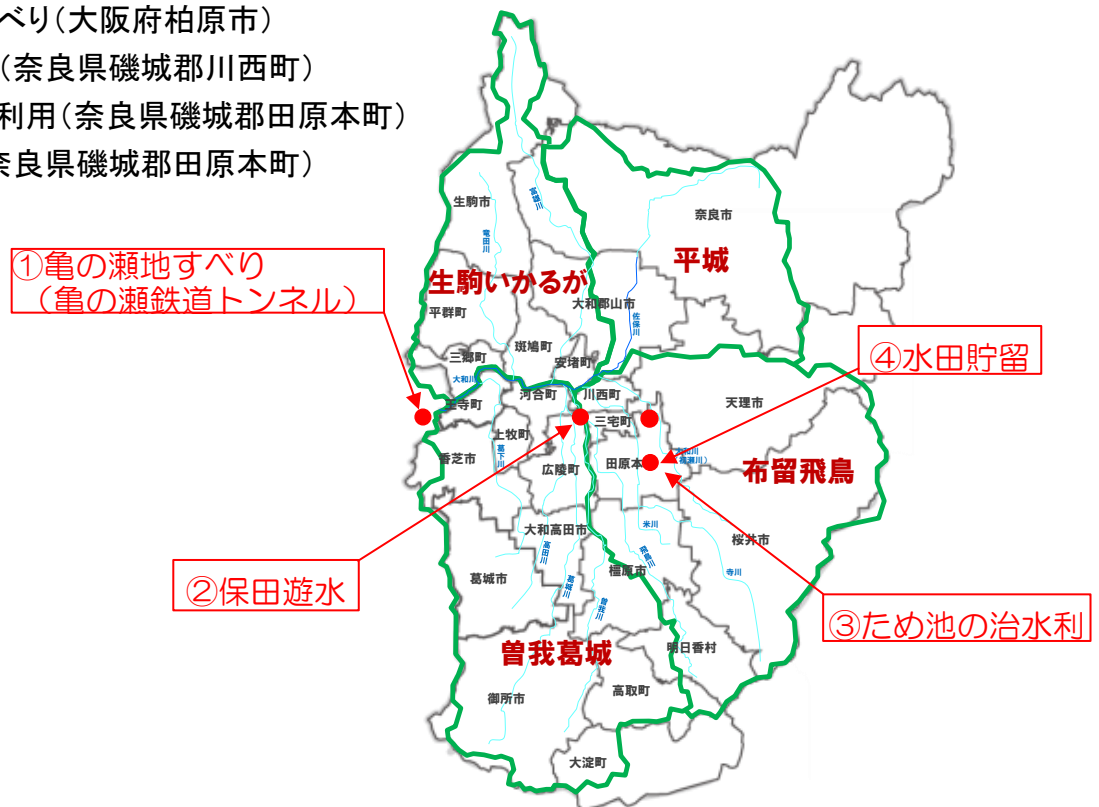
現場視察、意見交換会の傍聴は先着順(会場の収容人数の半数を上限)とさせていただきます。

上限に達した場合は、受付を終了します。

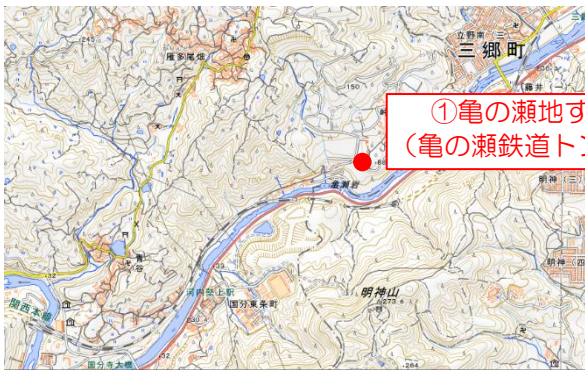
意見交換会の資料については意見交換会場にて配布いたします。

【現地視察箇所】

- ① 亀の瀬地すべり(大阪府柏原市)
- ② 保田遊水地(奈良県磯城郡川西町)
- ③ ため池治水利用(奈良県磯城郡田原本町)
- ④ 水田貯留(奈良県磯城郡田原本町)



①亀の瀬地すべり



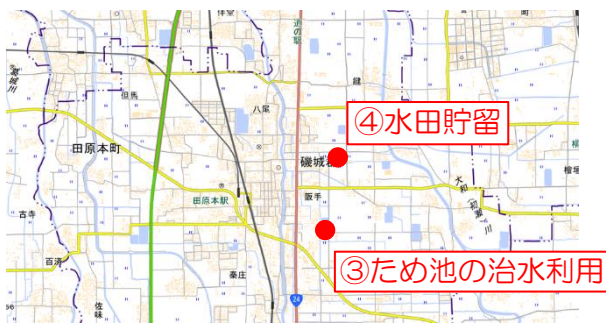
大阪府柏原市大字峠地区

②保田遊水地



磯城郡川西町保田地区

③ため池の治水利用、④水田貯留



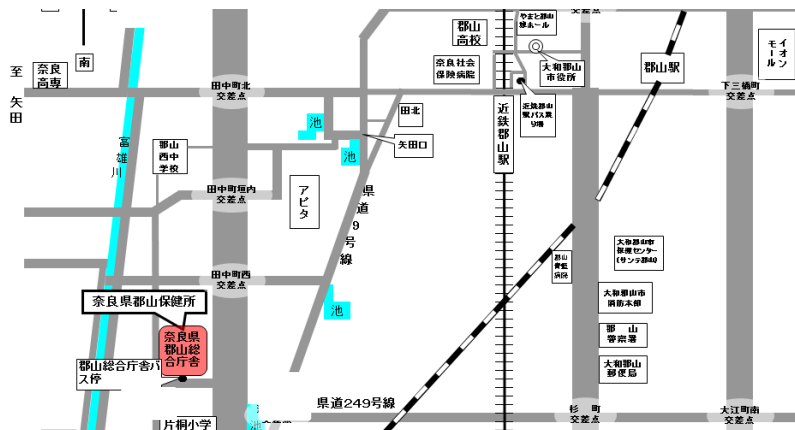
奈良県磯城郡田原本町阪手地

4) 意見交換会の日程および開催場所は以下の通りです。

平城圏域・生駒いかるが圏域

開催日	時間	スケジュール	市町村名
4/9 (土)	9:00~ 11:00	現地視察	奈良市、大和郡山市、天理市、 生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、 安堵町
	11:00~ 12:00	意見交換会 (奈良県郡山総合庁舎内 1階103会議室)	

【意見交換会場 地図】 大和郡山土木事務所(奈良県郡山総合庁舎内)
住所: 大和郡山市満願寺町 60-1



※意見交換会場の駐車可能台数に
限りがあるため、駐車できない場合
がございます。

布留飛鳥圏域

開催日	時間	スケジュール	市町村名
4/9 (土)	14:00～ 16:00	現地視察	橿原市、桜井市、宇陀市、川西町、 三宅町、田原本町、高取町、明日香村
	16:00～ 17:00	意見交換会 (奈良県橿原文化会館 第2会議室)	

【意見交換会場 地図】 奈良県橿原文化会館
住所: 奈良県橿原市八木町 1-1-18



※意見交換会場に駐車場は無い
ため、近隣の有料駐車場をご
利用ください。

曾我葛城圏域

開催日	時間	スケジュール	市町村名
4/10 (日)	14:00～ 16:00	現地視察	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、 上牧町、王寺町、広陵町、河合町、 大淀町
	16:00～ 17:00	意見交換会 (いづみスクエア B・C・D・E会議室)	

【意見交換会場 地図】 いづみスクエア B・C・D・E 会議室
住所: 北葛城郡王寺町本町 4 丁目



※意見交換会場の駐車可能台数に
限りがあるため、駐車できない場合
がございます。

5) 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意事項

- ・咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は参加をご遠慮下さい。
- ・現場視察及び意見交換の途中で頻回に咳をする方がいた場合、退席を要請する場合があります。
- ・現場視察及び意見交換会中のマスクの着用など、参加される方ご自身で感染予防対策をお願いします。
- ・うがい、手洗いの励行をお願いします。
- ・参加者への感染防止を考慮し、職員はマスク着用等によりご案内させていただきます。

3. パブリックコメント

「大和川流域水害対策計画(素案)」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集します。
なお、頂いたご意見を十分に検討したうえで、「大和川流域水害対策計画(案)」を作成します。

1) 意見募集の対象

「大和川流域水害対策計画(素案)」

2) 意見募集期間

令和4年3月25日(金) ~ 令和4年4月25日(月) 17:00必着
(郵送の場合は当日消印まで有効)

3) 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入のうえ郵送・電子メールで、下記4)まで、
または下記6)②の窓口に設置してある意見箱へご提出ください。

4) 提出先

○郵送の場合

〒582-0009 大阪府柏原市大正2丁目10番8号
国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所 調査課 宛

○電子メールの場合

kkk-yamato-ryuiki@mlit.go.jp

件名に『大和川流域水害対策計画(素案)意見』と明記ください。

5) 注意事項

- ①日本語でご記入ください。
- ②頂いたご意見とともに、属性(都道府県、市区町村、年代)を公表する場合があります。
- ③電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑤期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6) 資料の入手方法等

募集期間中は、①または②により、「意見提出様式」の入手が可能です。
また、②の会場では、「大和川流域水害対策計画(素案)」の縦覧を行っています。

① インターネットからの資料入手

- ・国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所ホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/plan/public/index.html>

② 資料の縦覧及び意見箱の設置場所(土日祝日を除く9時00分から17時00分まで)

- ・大和川河川事務所 1階ロビー (大阪府柏原市大正 2-10-8)
- ・大和川河川事務所 王寺出張所 (奈良県北葛城郡王寺町王寺 1-13-8)
- ・奈良県庁 県土マネジメント部 河川整備課
下水道課 (奈良県奈良市登大路町 30 番地)
- ・奈良県 奈良土木事務所 庶務課 (奈良県奈良市南紀寺町2丁目251番地)
- ・奈良県 郡山土木事務所 庶務課 (奈良県大和郡山市満願寺町 60-1)
- ・奈良県 高田土木事務所 庶務課 (奈良県大和高田市東中 2 丁目 2 番 1 号)
- ・奈良県 中和土木事務所 庶務課 (奈良県橿原市常盤町 605 番地の 5)
- ・奈良市役所 建設部 河川耕地課 (奈良県奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号)
- ・大和高田市役所 1F 市政情報コーナー (奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4)
- ・大和郡山市役所 都市建設部 建設課 (奈良県大和郡山市北郡山町 248-4)
- ・橿原市役所 まちづくり部 道路河川課 (奈良県橿原市八木町 1-1-18)
- ・天理市役所 建設部 土木課 (奈良県天理市川原城町 605 番地)
- ・桜井市役所 都市建設部 土木課 (奈良県桜井市大字粟殿 432-1)
- ・御所市役所 産業建設部 建設課 (奈良県御所市 1 番地の 3)
- ・生駒市役所 建設部 事業計画課 (奈良県生駒市東新町 8 番 38 号)
- ・香芝市役所 都市創造部 土木課 (奈良県香芝市本町 1397 番地)
- ・葛城市役所 都市整備部 建設課 (奈良県葛城市柿本 166 番地)
- ・宇陀市役所 総務部 危機管理課 (奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3)
- ・平群町役場 事業部 経済建設課 (奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1-1)
- ・三郷町役場 環境整備部 都市建設課 (奈良県生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 1 番 1 号)
- ・斑鳩町役場 都市建設部 建設農林課 (奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 3 丁目 7 番 12 号)
- ・安堵町役場 総務部 危機管理室 (奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地)
- ・川西町役場 事業課 (奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1)
- ・三宅町役場 まちづくり推進部 土木管理課 (奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 689 番地)
- ・田原本町役場 総務部 防災課 (奈良県磯城郡田原本町 890-1)
- ・高取町役場 事業課 (奈良県高市郡高取町観覚寺 990 番地)
- ・明日香村役場 地域づくり課 (奈良県高市郡明日香村大字岡 55 番地)
- ・上牧町役場 都市環境部 建設環境課 (奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地)
- ・王寺町役場 地域整備部 建設課 (奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-1-23)
- ・広陵町役場 事業部 都市整備課 (奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1)
- ・河合町役場 まちづくり推進部 まちづくり推進課 (奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号)
- ・大淀町役場 総務部 総務課 (奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地)

<問い合わせ>

国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所 調査課
TEL:072-971-1381(代表)

「大和川流域水害対策計画（素案）」に対する意見提出様式

令和 年 月 日

① 氏 名(ふりがな)							
② 住 所		(府県)			(市町村)		
③ 電話番号又は メールアドレス							
④ 年 齢 (○で囲んで下さい)		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上
意見箇所		意見内容 (横書きで記載して下さい)					
ページ	行目						

【留意事項】

本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「大和川流域水害対策計画（素案）」に対する意見聴取、統計処理にのみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

【提出先】

近畿地方整備局 大和川河川事務所 調査課
 〒582-0009 大阪府柏原市大正2丁目10番8号
 TEL : 072-971-1381
 E-mail : kkr-yamato-ryuiki@mlit.go.jp

4. 学識経験を有する者への意見聴取

今後、改正特定都市河川浸水被害対策法に基づく手続きとして、大和川流域水害対策計画(素案)に対し、河川及び下水道等に関し学識経験を有する方へご意見を伺う予定です。(4月予定)

氏名	専門分野	所属
入江 政安	治水・防災	大阪大学大学院 工学研究科 教授
大石 哲	治水・防災	神戸大学 都市安全研究センター 教授
中川 一	治水・防災	京都大学 名誉教授
渡邊 克宏	下水道	一般財団法人下水道事業支援センター
田中 みさ子	都市計画	大阪産業大学 デザイン工学部 環境理工学科 教授
遠藤 徹	環境	大阪市立大学大学院 工学研究科 准教授
堀野 治彦	利水	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
前迫 ゆり	環境	大阪産業大学大学院 人間環境学研究科 教授
万歳 雅則	地域連携	大和川市民ネットワーク会員

「大和川水系大和川他18河川」の特定都市河川指定【R3.12.24】

流域水害対策計画の策定

学識経験者

◆「大和川流域懇談会委員」及び「適地選考委員会（平成緊急内水対策候補地）」等への意見聴取を実施

流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
【特定都市河川浸水被害対策法 第4条 第5項】

関係部局との協議

第3回大和川流域水害対策協議会

素案発表

関係住民【大和川(奈良県域)流域】

◆素案の閲覧・意見投函とHP等を通じて広く関係住民から意見募集を行う。
◆流域内を4圏域に分割し、圏域毎に意見交換会を実施（各圏域1回）



【平城圏域】
奈良市、大和郡山市、天理市

【生駒いかるが圏域】
奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町

【布留飛鳥圏域】
奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村

【曽我葛城圏域】
大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

案の策定

計画の策定及び公表

流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
【特定都市河川浸水被害対策法 第4条 第6項】

計画策定後も流域水害対策計画に基づく具体的な浸水被害防止区域の指定等の流域対策の推進に向けた流域内住民等の継続的な参画